

被災者支援制度について

- ◆自然災害により人的被害、家屋被害、農器具・農作物被害、事業所被害など一定規模の被害を遭われた場合は程度により各種支援を受けることができます。
- ◆万が一浸水等で被害に遭われた場合、皆様が、これらの支援を最大限活用しながら生活の再建に向けた取り組みができるように愛知県、豊橋市、豊川市で対応する各種支援制度、窓口を一覧形式にてまとめました。
- ◆手続や内容等でご不明な点がありましたら、各種支援制度の連絡先まで問い合わせください。
- ◆各機関の災害関連情報は下記、HPにてご確認ください。

愛知県

<https://www.pref.aichi.jp/site/aichisaigai-portal/hisaishasien-sodan.html>

豊橋市

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/44975.htm>

豊川市

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/fukushi/chiikifukushi/2/1/1/1/4816.html>

令和 8 年 7 月

霞堤浸水被害軽減対策協議会

浸水被害に対する支援について（1/7）

No.	被災内容	支援制度(給付)等	支援内容	適用条件	相談窓口	制度適用外の場合、制度が無い場合また、制度以外に何かできることはあるか	備考
1	個人への支援 人的被害	【豊橋市】災害弔慰金	生計維持者の死亡：500万円、その他の者の死亡：250万円	亡くなられた方(災害関連死と認められた場合も含む)のご遺族	豊橋市 福祉政策課 0532-51-2355		
2		【豊橋市】災害障害見舞金	生計維持者：250万円、その他の者：125万円	心身に重度の障害を受けた方(労災1級相当)	豊橋市 福祉政策課 0532-51-2355		
3		【豊橋市】市災害見舞金	死亡：20万円、1週間以上の入院を伴う負傷：3万円～5万円、全壊・全焼：15万円、半壊・半焼：7万円、床上浸水：5万円	自然災害等により被害に遭われた方 亡くなられた方(推定含む)のご遺族、住家に被害を受けた世帯、1か月以上の入院加療を要する重傷を負った方	豊橋市 福祉政策課 0532-51-2355		
4		【豊橋市社会福祉協議会】災害見舞金(社会福祉協議会)	死亡/10万円以内、全壊・全焼/6万円、半壊・半焼/3万円	亡くなられた方のご遺族、住家に被害を受けた世帯	豊橋市 社会福祉協議会 0532-52-1111		-
5		【豊橋市】災害援護資金貸付	災害救助法が適用される災害により、1か月以上の負傷、住居が半壊以上または家財の1/3以上の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付け 貸付限度額：350万円 ただし、被害の種類及び程度によって、次のように定められる。 ① 世帯主の負傷：150万円 ② 家財の1/3以上の損害：150万円 ③ 住居の半壊：170万円(250万円) ④ 住居の全壊：250万円(350万円) ⑤ 住居の滅失・流失：350万円 ① + ②：250万円 ① + ③：270万円(350万円) ① + ④：350万円	災害により被害を受けた当時、豊橋市に住所を有していた方で、市内の住居が以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主の方 ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ・家財の1/3以上の損壊 ・住居の半壊又は全壊 ※但し、所得制限があります	豊橋市 福祉政策課 0532-51-2355		
6	個人への支援 人的被害	【豊橋市】生活福祉資金貸付	①災害を受けたことにより臨時に必要な費用を貸し付け ②災害により被害を受けた住宅の補修・保全等に必要な経費を貸し付け	低所得者世帯、障害者世帯等	豊橋市 社会福祉協議会 0532-52-1111		
7		【豊川市】災害弔慰金	1.世帯の生計維持者が死亡された場合は、500万円 2.その他の方が死亡された場合は、250万円	自然災害により死亡された市民のご遺族 自然災害とは以下の通り ・豊川市内で5世帯以上の住居が滅失した災害 ・愛知県内において5世帯以上の住居が滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・愛知県内において災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害(豊川市の場合100世帯) ・災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害	豊川市地域福祉課 0533-95-0231		
8		【豊川市】災害障害見舞金	1.世帯の生計維持者が重度の障害を受けた場合は、250万円 2.その他の方が重度の障害を受けた場合は、125万円	自然災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方	豊川市地域福祉課 0533-95-0231		-

浸水被害に対する支援について (2/7)

No.	被災内容	支援制度(給付)等	支援内容	適用条件	相談窓口	制度適用外の場合、制度が無い場合また、制度以外に何かできることはあるか	備考
9		【豊川市】災害援護資金	【貸付限度額】 ・世帯主の1月以上の負傷150万円 ・家財の3分の1以上の損害150万円 ・住居の半壊170万円(特別の事情がある場合250万円) ・住居の全壊250万円(特別の事情がある場合350万円) ・住居の全体が滅失、流失350万円 ・世帯主の1月以上の負傷、及び家財の3分の1以上の損害250万円 ・世帯主の1月以上の負傷、及び住居の半壊270万円(特別の事情がある場合350万円) ・世帯主の1月以上の負傷、及び住居の全壊350万円	愛知県内において災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害自然災害により負傷又は住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方(豊川市の場合100世帯) ・世帯主の療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上の負傷を受けた世帯 ・家財の3分の1以上が被害にあった世帯 ・住居が半壊、又は全壊した世帯	豊川市地域福祉課 0533-95-0231		
10		【愛知県】災害弔慰金	死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給	県内に災害救助法が適用された市町村がある災害等により、死亡した者の遺族	愛知県 福祉部 地域福祉課 福祉活動支援グループ 052-954-6262		-
11		【愛知県】災害障害見舞金	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給	県内に災害救助法が適用された市町村がある災害等	愛知県 福祉部 地域福祉課 福祉活動支援グループ 052-954-6262	-	-
12		【愛知県】災害見舞金(県内)	県内において発生した災害の被災世帯(者)に対して見舞金を支給	県内に災害救助法が適用された市町村がある災害等	愛知県 福祉部 地域福祉課 福祉活動支援グループ 052-954-6262	-	
13		【愛知県】災害援護資金(貸付)	被害を受けた世帯のうち、政令で定める所得額に満たない世帯の世帯主に対して資金を貸し付け	県内に災害救助法が適用された市町村がある災害等により、被害を受けた世帯	愛知県 福祉部 地域福祉課 福祉活動支援グループ 052-954-6262	-	
14		【豊橋市】罹災証明書	自然災害による住家(居住のために使っている建物)の被害について、市が被害認定調査を行い、被害の程度を証明するもの ・全壊: 損害割合50%以上 ・大規模半壊: 損害割合40%以上50%未満 ・中規模半壊: 損害割合30%以上40%未満 ・半壊: 損害割合20%以上30%未満 ・準半壊: 損害割合10%以上20%未満 ・準半壊に至らない(一部損壊): 損害割合10%未満	住家(現実に居住のために使っている建物)	豊橋市 市民税課 0532-51-2197		片付け、修理の前に被害状況等の写真撮影必要
16		【豊橋市】罹災届出証明書	建物、構築物、動産の被害について、罹災届出書を提出していただき、被害の届出があったことを証明するもの	住家で、被害の程度の判定を必要としない場合 事業所、店舗、倉庫など、住家以外の建物 カーポート、フェンス、車両、家財など	豊橋市 市民税課 0532-51-2197		現地調査は行わない
17		【豊橋市】被災者生活再建支援金	支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計 住家の被害程度に応じて支給する支援金 基礎支援金: 最高100万円(75万円) 中規模半壊の場合はなし 住家の再建方法に応じて支給する支援金 加算支援金: 最高200万円(150万円) ※()内の金額は、単身世帯の場合	住家が全壊の被害を受けた世帯 住家が半壊又は住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむなく解体した世帯 火砕流等による被害が継続する等、住家が居住不能となり、かつその状態が継続する世帯(長期避難世帯) 住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯) 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯) ※支援金は被災世帯の世帯主に対して支給されますが、配偶者やその他親族から危害を加えられる恐れがある等の事情により別居されている方の住居が被災された場合、住民票上の世帯主でなくとも申請ができます	豊橋市 福祉政策課 0532-51-2355	被災者生活再建支援法の対象外となる規模の災害でも独自制度あり	基礎支援金: 発生日から13カ月以内 加算支援金: 発生日から37カ月以内

浸水被害に対する支援について (3/7)

No.	被災内容	支援制度(給付)等	支援内容	適用条件	相談窓口	制度適用外の場合、制度が無い場合また、制度以外に何かできることはあるか	備考
18	家屋被害	【豊橋市】税の徴収猶予	1年以内の期間に限り、災害等により納付・納入できないと認められた金額の徴収猶予	財産について、震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けた納税者	豊橋市 納税課 0532-51-2241		納付できないと認められた金額が限度
19		【豊橋市】固定資産税の減免	・20%以上40%未満:40%減免 ・40%以上60%未満:60%減免 ・60%以上:80%減免 ・全壊等又は復旧不能:100%減免	【対象】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により著しく価値を減じた固定資産 【適用範囲】 減免の理由が生じた年度の納期未到来分	豊橋市 資産税課 (土地)0532-51-2215 (家屋)0532-51-2220 (償却)0532-51-2226		納期未到来分が対象
20		【豊橋市】国民年金保険料の免除	申請により免除	住宅、家財、その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合	豊橋市 国保年金課 0532- 51-2291		保険金等による補充額を除く
21		【豊橋市】後期高齢者医療保険料の減免	損失割合 20%以上50%未満:5割減免 50%以上:10割減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた方	豊橋市 国保年金課 0532- 51-3132		-
22		【豊橋市】後期高齢者一部負担金減免等	被害割合が5割以上(全壊・全焼等):6か月 被害割合が2割以上5割未満(半壊・半焼等):3か月	【対象】震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた方で次の(1)(2)いずれかに該当した場合 (1)著しい損害を受けたことにより被保険者が属する世帯の世帯主が当該市町村民税を減免され又は生活保護の要保護者になった場合 (2)被保険者が属する世帯の世帯主に市町村民税が課されていない者若しくは市町村民税が減免されている者である場合	豊橋市 国保年金課 0532- 51-3132		-
23		【豊橋市】国民健康保険税の減免	損失割合 30%以上50%未満:世帯の前年中の合計所得金額に応じて 5割減免・2.5割減免・1.25割減免 50%以上:世帯の前年中の合計所得金額に応じて 10割減免・5割減免・2.5割減免	【対象】 住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金額等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上で、かつ、世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下である世帯 【適用範囲】 災害の日の属する年度において、当該災害の日以後に到来する納期限(当該災害の日が12月1日から翌年3月31日までの間にあるときは、当該災害の日の属する年度及びその翌年度において同日以後に到来する4以内の納期限)に係る納付額	豊橋市 国保年金課 0532- 51-2295	-	-
24		【豊橋市】国民健康保険一部負担金の減免等	損失割合 70%以上:免除(3か月以内) 30~70%:20~80%減額(3か月以内)	【対象】 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により主たる生計維持者が死亡、若しくは重篤な傷病を負い、又は資産に重大な損害を受けた方 *前年所得が500万円超または預貯金が生活保護基準額の3か月分以上ある世帯は対象外	豊橋市 国保年金課 0532- 51-3202		
25		【豊川市】豊川市被災者生活再建支援金	住宅の被害程度や再建方法に応じて、基礎支援金(最大100万円)と加算支援金(最大200万円)を支給	住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊などの判定となった世帯(豊川市の場合100世帯)	豊川市 行政課 0533-89-2123		申請期間:基礎13か月、加算37か月以内
26		【豊川市】固定資産税・都市計画税の減免	固定資産税・都市計画税の納税義務者で、対象資産が災害により損害を受けた場合に減免	災害により固定資産等に損害を受けた方	豊川市 資産税課 0533-89-2130		-

浸水被害に対する支援について (4/7)

No.	被災内容	支援制度(給付)等	支援内容	適用条件	相談窓口	制度適用外の場合、制度が無い場合また、制度以外に何かできることはあるか	備考
27	家屋被害	【豊川市】罹災証明書	自然災害による住家の被害について被害認定調査を行い、被害の程度を証明	自然災害により住家に被害を受けた方	豊川市 市民税課 0533-89-2129		申請期間: 発災後90日以内 被害状況写真
28		【豊川市】罹災届出証明書	被害の届出があったことを証明する書類の交付	自然災害により被害を受けた方	豊川市 市民税課 0533-89-2129		申請期間: 発災後90日以内被害状況写真
29		【豊川市】災害見舞金	災害等により被害にあわれた世帯に災害見舞金を支給	床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない程度の住宅の損害	豊川市地域福祉課 0533-95-0231		
30	家屋被害	【愛知県】被災者生活再建支援制度	■中規模半壊世帯以外の場合 支給額は、以下の(ア)基礎支援金と(イ)加算支援金の合計額となります (ア)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ・全壊、解体、長期避難: 100万円(単数世帯は75万円) ・大規模半壊: 50万円(単数世帯は37.5万円) (イ)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) ・建設・購入: 200万円(単数世帯は150万円) ・補修: 100万円(単数世帯は75万円) ・賃貸(公営住宅以外): 50万円(単数世帯は37.5万円) ■中規模半壊世帯の場合 支給額は、以下の加算支援金のみとなります ・建設・購入: 100万円(単数世帯は75万円) ・補修: 50万円(単数世帯は37.5万円) ・賃貸(公営住宅以外): 25万円(単数世帯は18.75万円) ※加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします ※①内は、自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯(単数世帯)の支援金の額(複数世帯の3/4)です	(1)対象となる自然災害 支援法の対象となるのは、以下のいずれかに該当する自然災害 ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村における自然災害 イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害 ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 オ ア〜ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害 (2)対象となる被災世帯 上記の自然災害により、以下の被害が生じた世帯が対象となります ア 住宅が「全壊」した世帯 イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により解体した世帯 ウ 災害による危険な状況が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(「大規模半壊世帯」) オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(「中規模半壊世帯」)	愛知県 防災部 災害対策課 支援グループ 052-954-6149		申請期限: 基礎13カ月、加算37カ月以内

浸水被害に対する支援について (5/7)

No.	被災内容	支援制度(給付)等	支援内容	適用条件	相談窓口	制度適用外の場合、制度が無い場合また、制度以外に何かできることはあるか	備考
31		【愛知県】県税の期限延長・減免等	災害に伴う県税の負担軽減措置(申告・納付期限の2か月以内の延長、自動車税・個人事業税・不動産取得税等の減免、軽油引取税等の納入義務免除または還付、および最大2年間の徴収猶予)	災害により期限内の申告・納付が困難な場合や、所有資産(自動車・不動産・事業用資産・家財等)に一定の損害を受けた場合また、被災に伴う代替資産の取得、所得制限(個人事業税500万円以下等)、または徴収税額の紛失等の事実原則として管轄県税事務所への申請と承認	愛知県 財務部 税務課 税収・税制企画グループ 052-954-6048		【愛知県】県税事務所への徴収猶予申請
32	農機具、農業用施設 農作物被害	【豊橋市】農業用施設等の被害証明の交付	証明書は被害の様子がわかる写真や現地調査により交付	農家の方	豊橋市 農業支援課 0532-51-2461		-
33		【豊川市】被災証明書(農業者・水産業者)	災害対策基本法に規定する災害により被災した農業者等に対し、復興支援のための被災証明書を交付	災害により被災した農業者及び水産業者	豊川市 農務課 0533-89-2138	-	復興支援用
34		【豊川市】被災証明書(林業者)	災害対策基本法に規定する災害により被災した農業者等に対し、復興支援のための被災証明書を交付	災害により被災した林業者	豊川市 農務課 0533-89-2139	-	復興支援用
35		【愛知県】農林漁業セーフティネット資金	経営の維持安定に必要な資金を(株)日本政策金融公庫等が融資	不慮の災害により、農林漁業経営の維持が困難な農林漁業者	愛知県 農政部 農業経営課 管理・金融グループ 052-954-6408		限度額:600万円
36		【愛知県】農業経営基盤強化資金(スーパール資金)	農地・牧野・農業用施設・農機具等の復旧、長期運転資金の融資	農業経営の改善を図ろうとされている認定農業者	愛知県 農政部 農業経営課 管理・金融グループ 052-954-6408		最大25年の償還期間、限度額:個人3億円
37		【愛知県】農業近代化資金	農業用施設・農機具等の復旧、長期運転資金の融資	農業経営の改善を図ろうとされている認定農業者	愛知県 農政部 農業経営課 管理・金融グループ 052-954-6408		利子助成:当初5年間に限り最大2.0%限度額:個人1,800万円
38		【愛知県】農林漁業施設資金(災害復旧)	農業施設等の復旧に必要な資金を融資	不慮の災害により被災した農業者	愛知県 農政部 農業経営課 管理・金融グループ 052-954-6408		負担額の80%または1施設あたり300万円のいずれか低い額
39		【農林水産省】収入保険	すべての農産物を対象に自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償	青色申告を行っている農業者(個人、法人)	愛知県農業共済組合052-204-2411	豊川市は保険料の2/3と事務費全額を補助	保険料率には50%、積立金には75%、付加保険料には50%以内の国庫補助があります。(豊川市は付加保険料は全額補助対象)

浸水被害に対する支援について（6/7）

No.	被災内容	支援制度(給付)等	支援内容	適用条件	相談窓口	制度適用外の場合、制度が無い場合また、制度以外に何かできることはあるか	備考
40	農地への流入物収集、処理	【農林水産省】農地・農業用施設等の災害復旧事業	国庫補助金：地震や豪雨等で被災した農地・農業用施設の復旧費を補助、基本補助率は農地50%、農業用施設65% 補助率の嵩上げ：農家1戸当たりの事業費に応じた高率補助や、激甚災害指定による補助率の引き上げがあり、過去の実績平均では農地で約86～97%、施設で約95～99%が補助 技術支援(MAFF-SAT)：専門チームを派遣し、被害状況の調査や復旧工法の技術指導、応急用ポンプの貸出等を実施	異常な天然現象による災害： 降雨(最大24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上) 洪水(警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上) 暴風(最大風速15m/s以上) その他、地滑り、地震、落雷など 対象施設：農地(田・畑・果樹園等)、農業用施設(ため池・水路・農道・集落排水施設等)施設は受益戸数2戸以上が必要 事業費：原則として1か所の復旧工事費が40万円以上であること※150m以内の間隔で連続する被災箇所は1か所として合算可能	各市町村の農政担当部署、都道府県、または地方農政局 豊橋市 農業支援課 0532-51-2461 豊川市 農務課 0533-89-2139	多面的機能支払交付金の活用：地域の活動組織が、共同活動として自力で復旧活動に取り組むことが可能 甚大な被害を受けた地域では、特例として復旧活動に集中的に取り組める措置もある	原形復旧が原則：被災施設の旧位置で、形状・寸法・材質が等しい施設に復旧、または従前の効用・機能を回復させる ○査定前着工制度：次の作付に間に合わせるためや被害拡大防止のため、正式な災害査定を待たずに応急工事に着手可能 工期：原則として災害発生年も含め3か年度以内に完成させる。 ○直営施工方式：農家、地域住民の参加で実施可能な作業を直接施工方式により実施することで被災農家等の雇用創出、工事コストの縮減、農家負担の軽減が可能
41	事業所被害	【豊橋市】豊橋市小口事業資金(災害復旧支援資金)	中小企業者が受けた自然災害の早期復旧を図るために要する資金を融資します ○資金使途 運転資金、設備資金 ○融資限度額 1事業者につき1,000万円以内 ○融資期間・利率 3年以内 年1.3% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.5%	災害復旧支援資金は次の各号のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする 1.常時使用する従業員の数が50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人)以下であって、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること 2.申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること 3.予測できない風水害等の自然災害(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された当該災害を含む)により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること 4.税の滞納がないこと 5.手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと 6.愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること 7.豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること	豊橋市 商工業振興課 0532-51-2425		限度額：1,000万円以内
42		【豊川市】被災証明書(商工業者)	災害対策基本法に規定する災害により被災した商工業者等に対し、復興支援のための被災証明書を交付	災害により被災した商工業者	豊川市 商工観光課 0533-95-0263	-	復興支援用

浸水被害に対する支援について (7/7)

No.	被災内容	支援制度(給付)等	支援内容	適用条件	相談窓口	制度適用外の場合、制度が無い場合また、制度以外に何かできることはあるか	備考
43		【豊川市】愛知県融資制度「災害対応資金」に対する信用保証料補助	愛知県融資制度「災害対応資金」を利用した方を対象に、信用保証料の一部を補助	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	豊川市 商工観光課 0533-95-0263		-
44		【愛知県】中小・小規模企業総合相談窓口	中小・小規模企業支援に関する相談等に総合的に対応するため。県機関、公益財団法人あいち産業振興機構、愛知県信用保証協会、愛知県中小企業団体中央会、各昇降会議所・商工会に設置する相談窓口	中小・小規模事業者全般	愛知県 産業部 産業政策課 広報・企画調整グループ 052-954-6330		県内各機関に設置
45	災害ごみの処分	【豊橋市】災害により発生したごみに関する相談	災害ごみに関する相談受付を行っています	-	家庭から発生したごみ 豊橋市 環境政策課 0532-51-2399、収集業務課 0532-61-4136 事業者から発生したごみ 廃棄物対策課 0532-51-2410	【豊橋市】災害廃棄物仮置場・集積場候補地マップの確認	家庭用と事業者用で窓口が異なる
46		【豊橋市・豊橋市社会福祉協議会】災害ボランティア派遣の相談	災害発生時に被災者の生活復旧を支援するため、ボランティアの派遣を行う	地震等により市域に激甚被害に相当する被災があった場合	豊橋市 災害ボランティアセンター ・開設時 0532-57-2601 (豊橋市社会福祉協議会内) ・未開設時 豊橋市市民協働推進課 0532-51-2482 豊橋市社会福祉協議会 0532-57-2603		災害ボランティアセンターが立ち上がっていない場合でも派遣ができることもある 希望通りにボランティアを派遣できないことがある
47		【豊橋市】一般廃棄物処理手数料(費用)の減免	災害などにより被災した住宅から発生した家財等のうち一定基準を満たすものについて市の処理施設に持ち込んだ際に徴収する処理手数料(費用)の減免		豊橋市 環境政策課 0532-51-2399 豊橋市 廃棄物対策課 0532-51-2410		災害が原因で発生したごみは分別や出し方が大きく変わりますので、ご相談ください。
48		【豊川市】一般廃棄物処理手数料の減免	災害などにより被災した住宅から発生した家財等のうち、一定の基準を満たすものについては市の処理施設に持ち込んだ際に徴収する処理手数料をの減免を受けることができる。	一定の基準を満たす家財等の持込み	豊川市 清掃事業課 0533-89-2166	-	住宅から発生したものが対象
49	河川区域内流入物収集、処理	無し	-	-	国土交通省豊橋河川事務所豊川流域治水出張所 0532-52-8098	河川区域内において流木、土砂等の堆積があった場合の除去	
50	道路への流入物収集、処理	無し	-	-	(市道) 豊橋市道路維持課 0532-51-2635	道路啓開作業による流入物の収集、処理	
		無し	-	-	(市道) 豊川市道路河川管理課 0533-89-2279	道路啓開作業による流入物の収集、処理	
		無し	-	-	(県道) 愛知県東三河建設事務所維持管理課 0532-52-1334	道路啓開作業による流入物の収集、処理	